

生駒市商工観光ビジョン懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市の第5次生駒市総合計画（後期基本計画）（平成26年度～平成30年度）のまちづくりの目標の一つに位置付けられた「5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち」の実現に向けて、商工業、農業の一部（以下、「商工業」という。）及び観光の観点から、生駒市全体の方向性を示す素案を作成するにあたり市民等の視点からの意見又は助言を求めるため、生駒市商工観光ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。なお、農業の一部とは、生駒市農業ビジョン推進懇話会で議論される4項目をいう。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 商工業及び観光の振興に係る現状把握と課題整理に関すること。
- (2) 商工業及び観光の将来像と基本方針に関すること。
- (3) 基本方針に基づいた具体的施策に関すること。
- (4) その他商工観光ビジョンに関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げるもののうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 生駒商工会議所
- (3) 生駒市観光協会
- (4) 観光関連事業者
- (5) 商業関連事業者
- (6) 学研生駒工業会
- (7) 学研高山地区第1工区関係者
- (8) 奈良県産業振興関係機関
- (9) 市内金融機関
- (10) 生駒市農業ビジョン推進懇話会
- (11) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は、平成29年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、経済振興課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。